

- 五 大藏省所管稅外諸收入ニ關スル事項
- 六 北海道地方費府縣市町村其他公共組合ノ諸收入ニ關スル事項
- 七 關稅噸稅ノ賦課徵收及稅關諸收入ニ關スル事項
- 八 關稅行政ノ管理監督ニ關スル事項
- 九 外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スル事項
- 十 保稅倉庫稅關假置場及稅關倉庫ノ管理監督ニ關スル事項
- 十一 外國貿易ノ狀況及關稅率ノ調査ニ關スル事項
- 第六條ノ五 大藏省ニ專任事務官八人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
- 第十條 大藏省ニ專任技師二人ヲ置ク奏任トス但シ内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 第八條 大藏省ニ專任技師十七人ヲ置ク技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
- 第九條 大藏省專任屬八百八十三人ヲ以テ定員トス

○大藏部内臨時職員設置制(大正十三年十二月二十日勅令第三百二十七號)

第一條 大藏省ニ左ノ職員ヲ增置シ理財局ニ屬セシム
家祿賞典祿處分ニ關スル事務ニ從事スル者
大藏事務官 專任一人

屬 專任七人

賠償金ニ關スル事務ニ從事スル者

大藏事務官 專任二人

屬 專任十三人

第一條ノ二 大藏省ニ左ノ職員ヲ增置シ主稅局ニ屬セシム

土地賃賃價格ノ調査及無屆異動地ノ整理ニ關スル事務ニ從事スル者

主稅局事務官 專任一人 奏任

屬 專任二人

耕地整理地假賃賃價格ノ調査ニ關スル事務ニ從事スル者

屬 專任二人

第一條ノ三 明治大正財政史編纂ニ關スル事務ニ從事セシムル爲大藏省ニ左ノ職員ヲ增置シ大臣官

房ニ屬セシム

屬 專任四人

第一條ノ四 臨時財政經濟處理ニ關スル事務ニ從事セシムル爲大藏省ニ左ノ職員ヲ增置ス

大藏事務官 專任七人

屬 專任四十三人

第二條 國有財産ニ關スル事務ニ從事セシムル爲稅務監督局及稅務署ニ通シテ左ノ職員ヲ增置ス

官制及分課 大藏部内臨時職員設置制

官制及分課 大藏部内臨時職員設置制

六八八

屬 專任二百五十二人

技手 專任五人

第三條 耕地整理地假貸賃價格ノ調査ニ關スル事務ニ從事セシムル爲稅務監督局及稅務署ニ通シテ左ノ職員ヲ增置ス

屬 專任十七人

第四條 無届異動地ノ整理ニ關スル事務ニ從事セシムル爲稅務監督局及稅務署ニ通シテ左ノ職員ヲ增置ス

屬 專任五十七人

第五條 外國爲替管理法ノ施行及重要美術品等ノ輸出取締ニ關スル事務ニ從事セシムル爲稅關ニ左ノ職員ヲ增置ス

事務官補 專任十人

鑑査官補 專任六人

監 吏 專任二十四人

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ理財局書記官ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ大藏事務官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

○稅務監督局官制(明治三十五年十一月一日勅令第二百四十一號)

第一條 稅務監督局ハ大藏大臣ノ管理ニ屬シ内國稅ニ關スル事務ヲ監督ス

第二條 各稅務監督局ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

局 長 七人 勅任

書記官 專任十五人 奏任

事務官 專任七人 奏任

技 師 專任七人 奏任

屬 專任三百二十一人 判任

技 手 專任七十一人 判任

第三條 局長ハ大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ管轄内ニ於ケル内國稅事務ヲ管理シ稅務署長ヲ指揮監督ス

第四條 局長ハ稅務署長ノ處分法律命令ニ違犯スト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得

第五條 局長ハ部下ノ官吏ヲシテ間接國稅ニ關スル檢査ヲ行ハシムルコトヲ得

第六條 局長ハ部下ノ官吏ヲ監督シ稅務監督局及稅務署判任官ノ任免ヲ大藏大臣ニ具狀ス

第七條 書記官及事務官ハ各局ニ分屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ掌ル

第七條ノ二 技師ハ局長ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル

官制及分課 稅務監督局官制

六八九

第八條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事シ技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ従事ス
第九條 稅務監督局ノ名稱、位置及管轄區域ハ別表ニ依ル

附 則

本令ハ明治三十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

稅務管理局官制及明治二十九年勅令第三百四十六號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

附 則 (大正九年勅令第二百二十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ稅務副監督官ノ官ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ稅務監督官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

附 則 (昭和三年勅令第七十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ稅務監督官ノ職ニ在ル者ハ別ニ辭令ヲ用ヒス稅務監督局書記官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

(別表省略)

○稅務署官制(明治三十五年十一月一日勅令第二百四十二號)

第一條 稅務署ハ大藏大臣ノ管理ニ屬シ内國稅ニ關スル事務ヲ執行ス

第二條 各稅務署ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

司稅官 專任百八十五人 奏任

屬 專任五千三百十九人 判任

技手 專任九十二人 判任

第三條 署長ハ司稅官又ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 署長ハ稅務監督局長ノ指揮監督ヲ承ケ内國稅ニ關スル法律命令ヲ執行シ其ノ管轄内ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ監督ス

第四條ノ二 司稅官ハ署長タル者ヲ除クノ外署長ノ命ヲ承ケ署務ヲ掌ル

第五條 屬ハ署長タル者ヲ除クノ外上官ノ指揮ヲ承ケ庶務及檢査ニ従事シ技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

技術ニ關スル事務ニ従事ス

第六條 稅務署ノ名稱及管轄區域ハ別表ニ依ル

附 則

本令ハ明治三十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正九年勅令第四百二十三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ副司稅官ノ官ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ司稅官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

官制及分課 稅務署官制

(別表)

稅務署名稱及管轄區域表

稅務署名稱	管轄區域
神田橋	龜町區 神田區
永代橋	日本橋區
京橋	京橋區
幸橋	芝區 麻布區 伊豆七島 小笠原島
四谷	赤坂區 四谷區 牛込區
水道橋	小石川區 本郷區
兩國橋	下谷區 淺草區
品川	品川區 目黒區 荏原區 大森區 蒲田區 世田谷區
板橋	澁谷區 澁谷區 中野區 杉並區
龜戶	豐島區 瀧野川區 荒川區 王子區 板橋區
青島	足立區 向島區 城東區 葛飾區 江戸川區
八王子	西多摩郡 八王子市 南多摩郡 北多摩郡

官制及分課 稅務署官制

管轄區域	稅務署名稱
橫濱市 久良岐郡	橫濱
川崎市 橋樹郡 都筑郡	川崎
橫須賀市 三浦郡	橫須賀
高座郡 鎌倉郡	藤澤
平塚市 中郡 愛甲郡 津久井郡	大磯
足柄上郡 足柄下郡	小田原
浦和市 川口市 北足立郡	浦和
川越市 入間郡 比企郡	川越
秩父郡	秩父
熊谷市 兒玉郡 大里郡	熊谷
北埼玉郡	北埼玉
南埼玉郡 北葛飾郡	柏壁
千葉市 千葉郡 市原郡 印旛郡	千葉
東葛飾郡	松戸
香取郡	佐原
銚子市 海上郡 匝瑳郡	銚子
山武郡	金子

大	京	
	馬	城
東 西 南 北 玉 淀 茨 堺 岸	前 高 中 沼 桐 館	龍 土 下 境
東 區 西 區 南 區 北 區 旭 區 東 淀 川 區 三 島 郡 豐 能 郡 泉 北 郡 泉 南 郡	前 橋 市 勢 多 郡 高 崎 市 群 馬 郡 吾 妻 郡 利 根 郡 桐 生 市 山 田 郡 邑 樂 郡 新 田 郡	龍 崎 浦 館

官制及分課 稅務署官制

美	木	枳		梨	山	葉
		都	府			
麻 松 太 水	足 大 枳 眞 鹿 宇	都	府	都 斐 猷 甲	北 木 茂	北 木 茂
生 原 田 戶	利 原 木 岡 沼 宮	留 崎 澤 府		留 崎 澤 府	北 巨 摩 郡 南 巨 摩 郡 西 八 代 郡 東 八 代 郡 中 巨 摩 郡 甲 府 市 東 山 梨 郡 西 山 梨 郡	長 生 郡 夷 隅 郡 君 津 郡 安 房 郡

官制及分課 稅務署官制

兵	都	京	阪
豐上龍姫加社明伊西神	峯宮福國伏下上	中河內郡 北河內郡	南河內郡
古	知	上京區 左京區 中京區 愛宕郡 葛野郡	
岡郡野路川石丹宮戶	山津山部見京京	東山區 下京區 右京區	
城崎郡赤穂郡揖保郡姫路市加古郡加東郡明石市尼崎市西宮市神戶市	中郡加佐郡何鹿郡船井郡伏見區	乙訓郡 宇治郡 久世郡 綴喜郡 相樂郡	
美父郡 朝來郡 氷上郡 多紀郡 津名郡 三原郡 奈良市 添上郡 生駒郡 山邊郡 磯城郡 宇陀郡 高市郡 北葛城郡 南葛城郡 宇智郡 吉野郡 和歌山市 海南市 海草郡 那賀郡 伊都郡 有田郡 日高郡 西牟婁郡 新宮市 東牟婁郡 大津市 滋賀郡 栗太郡 野洲郡 甲賀郡 蒲生郡 神崎郡 愛知郡 犬上郡 東淺井郡 伊香郡 高島郡	竹野郡 熊野郡		

庫	良奈	和歌山	滋	賀
洲柏和	吉葛奈	新田御湯粉和	今長彦八水大	
田		歌		
本原山	野城良	山	津濱根橋口津	
美父郡 朝來郡 氷上郡 多紀郡 津名郡 三原郡 奈良市 添上郡 生駒郡 山邊郡 磯城郡 宇陀郡 高市郡 北葛城郡 南葛城郡 宇智郡 吉野郡 和歌山市 海南市 海草郡 那賀郡 伊都郡 有田郡 日高郡 西牟婁郡 新宮市 東牟婁郡 大津市 滋賀郡 栗太郡 野洲郡 甲賀郡 蒲生郡 神崎郡 愛知郡 犬上郡 東淺井郡 伊香郡 高島郡		宮邊坊淺河		

仙			梶		
岩	城	宮	道	海	
花盛	大志石築古仙	河津	根	河	留名
卷岡	原川卷館川臺	室	室	西	寄
神賀郡	盛岡市	和賀郡	知根尾帶	網浦	室宗留名
	岩手郡	紫波郡	根室郡	網走郡	室蘭市
			占守郡	斜里郡	宗谷郡
			花咲郡	常呂郡	增毛郡
			野付郡	新冠郡	留萌郡
			標津郡	靜内郡	枝幸郡
			標津郡	三石郡	利尻郡
			目梨郡	樺皮郡	利尻郡
			國後郡	幌泉郡	虻田郡
			色丹郡	幌泉郡	虻田郡
			得撫郡	幌泉郡	虻田郡
			新	幌泉郡	虻田郡

秋	島	福	手
大秋	相平白坂若田須郡二福	賀本	二久下遠盛一水
館田	馬河下松島川山松島		戸蕨伊野關澤
北秋田郡	雙葉郡	石城郡	二戸郡
秋田市	東白河郡	河沼郡	九戸郡
南秋田郡	大沼郡	若松市	下閉伊郡
鹿角郡	西白河郡	南會津郡	上閉伊郡
		岩瀨郡	氣仙郡
		石川郡	西磐井郡
		安積郡	東磐井郡
		田村郡	江刺郡
		伊達郡	東磐井郡
			江刺郡
			東磐井郡

臺			
愛	形	山	青
小名古牧屋	米長鶴酒新橋山	八野五弘餘青	橫大本龍
	澤井岡田庄岡形	戶地原前澤森	手曲莊代
名古屋市 愛知郡 西春日井郡 丹羽郡	西置賜郡 東置賜郡	青森市 東津輕郡 西津輕郡 弘前市 中津輕郡 南津輕郡 北津輕郡 上北郡 下北郡 八戶市 三戸郡	山本郡 由利郡 仙北郡 平鹿郡 雄勝郡
	米澤市 南置賜郡 東置賜郡	山形市 南村山郡 東村山郡 西村山郡 北村山郡 最上郡 酒田市 飽海郡 鶴岡市 東田川郡 西田川郡	

名

三	靜	知
上字松四桑津	濱見藤沼下靜	豐田岡大牛津一
野田阪市名	松付枝津田岡	橋口崎濱田島宮
阿山郡 名賀郡	濱松市 濱名郡 引佐郡	豐橋市 南設樂郡 八名郡 渥美郡 寶飯郡
宇治山田市 度會郡 志摩郡	小笠郡 周智郡 磐田郡	北設樂郡 額田郡 西加茂郡 東加茂郡
松阪市 飯南郡 多氣郡	志太郡 榛原郡	岡崎市 額田郡 西加茂郡 東加茂郡
四日市市 三重郡 鈴鹿郡	沼津市 田方郡 駿東郡 富士郡	碧海郡 幡豆郡
桑名郡 員辨郡	賀茂郡	知多郡
津市 安濃郡 河藝郡 一志郡	靜岡市 清水市 安倍郡 庵原郡	海部郡 中島郡

廣	屋	
廣	湯	新
尾忠西吉可吳廣	相村糸安高柏十小長三卷新新	發
道海條田部島	川上川塚田崎町谷岡條	田湯
尾道市 豐田郡 賀茂郡 高田郡 安佐郡 吳市 廣島市	佐渡郡 岩船郡 西頸城郡 東頸城郡(牧村ヲ除ク) 高田市 刈羽郡 中魚沼郡 北魚沼郡 南魚沼郡 長岡市 古志郡 三島郡 三條市 南蒲原郡 西蒲原郡 北蒲原郡 新潟市	中蒲原郡 東蒲原郡 東頸城郡 中頸城郡
御調郡 世羅郡		

古				
野	長	阜	岐	重
中大松西飯伊上上岩長	高惠多郡關大岐	木尾		
野町本摩田那訪田田野	山那見上垣阜	本鷲		
上高井郡 北安曇郡 松本市 東筑摩郡 南安曇郡	下高井郡 下水内郡 下伊那郡 上伊那郡 諏訪郡 上田市 小縣郡 埴科郡	益田郡 大野郡 吉城郡	益田郡 大垣市 武儀郡 郡上郡 可兒郡 惠那郡 土岐郡	北牟婁郡 南牟婁郡 岐阜市 稻葉郡 羽島郡 本巢郡 山縣郡 安八郡 揖斐郡 不破郡 養老郡 海津郡 加茂郡
			長野市 上水内郡 更級郡 南佐久郡 北佐久郡	

		熊										媛							
大	分	岡		福		本		熊		高		熊							
		行	小	大	八	大	久	直	遠	福	天	人	八	官	山	高	熊	字	卯
		橋	倉	田	女	川	米	方	賀	岡	草	吉	代	地	鹿	瀨	本	宇	和
大分市	大分郡	京都郡	小倉市	大牟田市	八女郡	三潞郡	久留米市	直方市	若松市	福岡市	天草郡	球磨郡	八代郡	阿蘇郡	鹿本郡	熊本郡	熊本市	宇和島市	東宇和郡
		築上郡	門司市	山門郡	三池郡	朝倉郡	飯塚市	鞍手郡	八幡市	筑紫郡	葦北郡	葦北郡	葦北郡	菊池郡	菊池郡	菊池郡	飽託郡	北宇和郡	南宇和郡
			企救郡			三井郡	戸畑市	田川郡	遠賀郡	早良郡							宇土郡		
						浮羽郡	嘉穂郡	嘉穂郡	宗像郡	糸島郡							上益城郡		
																	下益城郡		

		熊										媛							
大	分	岡		福		本		熊		高		熊							
		行	小	大	八	大	久	直	遠	福	天	人	八	官	山	高	熊	字	卯
		橋	倉	田	女	川	米	方	賀	岡	草	吉	代	地	鹿	瀨	本	宇	和
大分市	大分郡	京都郡	小倉市	大牟田市	八女郡	三潞郡	久留米市	直方市	若松市	福岡市	天草郡	球磨郡	八代郡	阿蘇郡	鹿本郡	熊本郡	熊本市	宇和島市	東宇和郡
		築上郡	門司市	山門郡	三池郡	朝倉郡	飯塚市	鞍手郡	八幡市	筑紫郡	葦北郡	葦北郡	葦北郡	菊池郡	菊池郡	菊池郡	飽託郡	北宇和郡	南宇和郡
			企救郡			三井郡	戸畑市	田川郡	遠賀郡	早良郡							宇土郡		
						浮羽郡	嘉穂郡	嘉穂郡	宗像郡	糸島郡							下益城郡		

本			鹿	兒	島
那 那 那	宮 宮 宮	高 延 高	鹿 岩 加	川 內 町	知 兒 島
國 頭 頭	頭 肥 崎	千 岡 鍋	子 治 木	大 種 鹿	鹿 兒 島
重 山 山	那 那 那	德 延 兒	島 島 屋	薩 薩 伊	鹿 鹿 鹿
八 宮 國	那 那 那	西 延 兒	大 熊 肝	摩 摩 佐	鹿 鹿 鹿
重 古 頭	那 那 那	白 岡 湯	島 毛 屬	那 那 那	鹿 鹿 鹿
山 古 頭	那 那 那	柞 市 市	大 熊 肝	那 那 那	鹿 鹿 鹿
八 重 山	那 那 那	柞 市 市	大 熊 肝	那 那 那	鹿 鹿 鹿
八 重 山	那 那 那	柞 市 市	大 熊 肝	那 那 那	鹿 鹿 鹿

○釀造試驗所官制(明治三十七年五月九日勅令第百三十六號)

第一條 釀造試驗所ハ大藏大臣ノ管理ニ屬シ酒類及醬油釀造ノ試驗及講習ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 釀造試驗所ニ左ノ職員ヲ置ク

- 所長 一人
- 事務官 專任一人 奏任
- 技師 專任三人
- 書記 專任二人 判任
- 技手 專任四人

第三條 所長ハ大藏省高等官ヲ以テ之ニ充ツ大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下ヲ監督ス

第四條 事務官ハ所長ノ指揮ヲ承ケ所務ヲ掌ル

第五條 技師ハ所長ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ從事ス

第八條 釀造試驗所ニ三人以内ノ商議員ヲ置ク

商議員ハ大藏大臣之ヲ命ス

○大藏省分課規程(抄錄)(大正十三年十二月二十二日官報)

官制及分課 釀造試驗所官制 大藏省分課規程

主稅局分課規程

- 第一條 主稅局ニ國稅課、關稅課及臨時土地調查課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
- 第二條 國稅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 國稅ノ賦課、徵收及減免ニ關スルコト
 - 二 租稅其ノ他諸收入ノ豫算決算ノ調査ニ關スルコト
 - 三 國稅事務ノ管理監督ニ關スルコト
 - 四 內國稅徵收費配賦ノ調査ニ關スルコト
 - 五 民有地地種目變換ニ關スルコト
 - 六 土地臺帳ニ關スルコト
 - 七 收入印紙ニ關スルコト
 - 八 北海道地方費府縣市町村其ノ他公共組合ノ諸收入ニ關スルコト
 - 九 大藏省所管稅外諸收入ニ關スルコト
 - 十 諸貸金ニ關スルコト
 - 十一 國稅賦課物件ノ分析鑑定ニ關スルコト
 - 十二 國稅ニ關スル技術ノ管理監督ニ關スルコト
 - 十三 稅務統計ニ關スルコト
 - 十四 內國稅制度ノ調査ニ關スルコト

- 十五 主稅局主管ニシテ他課ニ屬セサル事務ニ關スルコト
- 第三條 關稅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 關稅及噸稅ノ賦課、徵收及減免ニ關スルコト
 - 二 關稅及噸稅事務ノ管理監督ニ關スルコト
 - 三 稅關經費配賦ノ調査ニ關スルコト
 - 四 外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スルコト
 - 五 保稅倉庫、假置場其ノ他ノ保稅地域ノ管理監督ニ關スルコト
 - 六 外國貿易ノ狀況調査ニ關スルコト
 - 七 輸出生交付金及戻稅ニ關スルコト
 - 八 輸送通路ニ關スルコト
 - 九 輸出入品ノ調査鑑定ニ關スルコト
 - 十 輸出入品ノ見本ニ關スルコト
 - 十一 關稅率ノ調査ニ關スルコト
 - 十二 關稅統計ニ關スルコト
 - 十三 關稅制度ノ調査ニ關スルコト
- 第三條ノ二 臨時土地調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 土地貸賃價格ノ調査ニ關スルコト

- 二 無届異動地ノ整理ニ關スルコト
- 三 耕地整理地假賃價格ノ調査ニ關スルコト
- 四 前三號ノ事務ノ管理監督ニ關スルコト

○稅務監督局分課規程

(明治三十五年十一月五日
大藏省達官房職乙第三百六十一號)

沿革 大正十一年六月二日官報改正

昭和三年八月一日官報改正

第一條 稅務監督局ニ總務部直稅部間稅部經理部鑑定部ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第二條 總務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人事及機密ニ關スルコト
- 二 稅務署ノ一般監督ニ關スルコト
- 三 官報報告ニ關スルコト
- 四 他部ニ屬スル事務中重要ナル局務ニ關スルコト

第三條 直稅部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 直稅ノ監督ニ關スルコト
- 二 直稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
- 三 民有地地種目變換ニ關スルコト

四 土地臺帳及地圖ニ關スルコト

五 直稅ニ係ル訴願ノ裁決ニ關スルコト

第四條 間稅部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 間稅ノ検査監督ニ關スルコト
- 二 間稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
- 三 間接國稅犯則者處分ニ關スルコト
- 四 間稅ニ係ル訴願ノ裁決ニ關スルコト

第五條 經理部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 徵收及會計庶務ノ監督ニ關スルコト
- 二 內國稅徵收及稅外收入ニ關スルコト
- 三 滯納處分ニ係ル訴願ノ裁決ニ關スルコト
- 四 雜種財產ノ管理及處分ニ關スルコト
- 五 國有財產整理資金特別會計ノ收入ニ關スルコト
- 六 歲入概算及決算ニ關スルコト
- 七 拂戻及誤納下戻ニ關スルコト
- 八 會計ニ關スルコト
- 九 營繕ニ關スルコト

- 一〇 文書ニ關スルコト
 - 一一 統計及報告ニ關スルコト
 - 一二 局中取締ニ關スルコト
 - 一三 他部ニ屬セサルコト
- 第六條 鑑定部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 分析ニ關スルコト
 - 二 鑑定ニ關スルコト

○稅務署分課規程

(明治三十五年十一月五日 大藏省達官房職乙第三百六十一號)

沿革 大正十一年六月二日官報改正

稅務署分課規程

- 第一條 稅務署ニ直稅課、間稅課、庶務課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
- 第二條 直稅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 直稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
 - 二 直稅ノ檢査ニ關スルコト
 - 三 民有地地種目變換ニ關スルコト
 - 四 登錄稅ニ關スルコト

- 五 土地臺帳及地圖ニ關スルコト
- 六 直稅ニ係ル訴願及訴訟ニ關スルコト

第三條 間稅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 間稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
- 二 間稅監視、檢査、檢定及査定ニ關スルコト
- 三 間接國稅犯則者處分ニ關スルコト
- 四 間稅ニ係ル訴願及訴訟ニ關スルコト

第四條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 內國稅ノ徵收及稅外收入ニ關スルコト
- 二 滯納處分ニ係ル訴願及訴訟ニ關スルコト
- 三 雜種財產ニ關スルコト
- 四 拂戻及誤納下戻ニ關スルコト
- 五 經費ニ關スルコト
- 六 物品ノ出納及保管ニ關スルコト
- 七 印紙類出納保管及賣下ニ關スルコト
- 八 營繕ニ關スルコト
- 九 文書ニ關スルコト

官制及分課 稅務署分課規程

- 十 官報報告ニ關スルコト
 - 十一 統計及報告ニ關スルコト
 - 十二 署中取締ニ關スルコト
 - 十三 機密ニ關スルコト
 - 十四 他課ニ屬セサルコト
- 第五條 分析鑑定ニ關スル事務ヲ分掌セシムル爲メ鑑定課ヲ置クコトヲ得

附

錄

租稅徵收期限月別表

月別		一		二		三		月		五	
所得稅	地租	酒造稅	地租	酒造稅	地租	酒造稅	地租	酒造稅	地租	酒造稅	地租
第三種所得稅	田租	田租	田租	田租	田租	田租	田租	田租	田租	田租	田租
前年第三期	前年第一期	前年第二期	前年第二期	前年第三期	前年第一期	前年第二期	前年第三期	前年第一期	前年第二期	前年第三期	前年第一期
前年第三期	前年第一期	前年第二期	前年第二期	前年第三期	前年第一期	前年第二期	前年第三期	前年第一期	前年第二期	前年第三期	前年第一期
前々年十月一日ヨリ前年四月卅一日迄査定石數ニ係ル日稅額四分ノ一及前年五月一日ヨリ前年九月卅一日迄査定石數ニ係ル日稅額二分ノ一	前々年四月卅一日ヨリ前年七月卅一日迄査定石數ニ係ル日稅額四分ノ一	前々年四月卅一日ヨリ前年七月卅一日迄査定石數ニ係ル日稅額四分ノ一	前々年四月卅一日ヨリ前年七月卅一日迄査定石數ニ係ル日稅額四分ノ一	前々年十月一日ヨリ前年四月卅一日迄査定石數ニ係ル日稅額四分ノ一	前々年四月卅一日ヨリ前年七月卅一日迄査定石數ニ係ル日稅額四分ノ一	前々年四月卅一日ヨリ前年七月卅一日迄査定石數ニ係ル日稅額四分ノ一	前々年十月一日ヨリ前年四月卅一日迄査定石數ニ係ル日稅額四分ノ一	前々年四月卅一日ヨリ前年七月卅一日迄査定石數ニ係ル日稅額四分ノ一	前々年四月卅一日ヨリ前年七月卅一日迄査定石數ニ係ル日稅額四分ノ一	前々年十月一日ヨリ前年四月卅一日迄査定石數ニ係ル日稅額四分ノ一	前々年四月卅一日ヨリ前年七月卅一日迄査定石數ニ係ル日稅額四分ノ一
十一月ヨリ三十一日限	十一月ヨリ三十一日限	十一月ヨリ三十一日限	十一月ヨリ三十一日限	十一月ヨリ三十一日限	十一月ヨリ三十一日限	十一月ヨリ三十一日限	十一月ヨリ三十一日限	十一月ヨリ三十一日限	十一月ヨリ三十一日限	十一月ヨリ三十一日限	十一月ヨリ三十一日限
於市町村ニ徴收	於市町村ニ徴收	於市町村ニ徴收	於市町村ニ徴收	於市町村ニ徴收	於市町村ニ徴收	於市町村ニ徴收	於市町村ニ徴收	於市町村ニ徴收	於市町村ニ徴收	於市町村ニ徴收	於市町村ニ徴收

附錄 租稅徵收期限月別表

附錄 租稅徵收期限月別表

所得稅	月七		月八		月九		月十		月十一		月十二	
	所得稅	地租	酒造稅	營業收益稅	資本利子稅	地租	所得稅	酒造稅	地租	營業收益稅	資本利子稅	礦業稅
第三種所得稅	第一期中年額ノ四分ノ一	第一期中地租額二分ノ一	第一期中年額ノ四分ノ一	第一期中年額ノ二分ノ一	第一期中年額ノ二分ノ一	第一期中地租額二分ノ一	第二期中年額ノ四分ノ一	第二期中酒造稅	第二期中地租、雜地租	第二期中個人營業收益稅	第二期中乙種資本利子稅	第二種所得稅
第一期中年額ノ四分ノ一	第一期中地租額二分ノ一	前年十月一日ヨリ其年四月 卅日迄査定石數ニ係ル稅額 四分ノ一	第一期中年額ノ二分ノ一	第一期中年額ノ二分ノ一	第一期中地租額二分ノ一	前年十月一日ヨリ其年四月 卅日迄査定石數ニ係ル稅額 四分ノ一	第一期中地租額二分ノ一	第二期中酒造稅	第二期中地租、雜地租	第二期中個人營業收益稅	第二期中乙種資本利子稅	第二種所得稅
同 上	同 上	三十六日ヨリ 三十一日限	十一日ヨリ 三日限	同 上	十一日ヨリ 三日限	同 上	十一日ヨリ 三日限	十六日ヨリ 三十一日限	十日ヨリ 三日限	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	於テ町村ニ 徵收	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	於テ町村ニ 徵收	同 上	同 上	同 上

備考	月七		月八		月九		月十		月十一		月十二	
	酒稅	清涼飲料稅	清涼飲料稅	取引所稅	酒稅	清涼飲料稅	清涼飲料稅	取引所稅	酒稅	清涼飲料稅	清涼飲料稅	取引所稅
備考 一、北海道、鹿兒島縣大島郡及沖繩縣ノ地租並沖繩縣及伊豆七島ニ於テ舊價ニ依リ徵收スル租稅 ノ納期ヲ除ク	麥酒稅	含有酒精及酒精稅	同 上	取引所營業稅	麥酒稅	含有酒精及酒精稅	同 上	取引所營業稅	麥酒稅	含有酒精及酒精稅	同 上	取引所營業稅
	前月分査定石數ニ係ル稅額	同 上	同 上	前月分	前月分査定石數ニ係ル稅額	同 上	同 上	前月分	前月分査定石數ニ係ル稅額	同 上	同 上	前月分
	本月中	本月中	同 上	末日限	本月中	本月中	同 上	末日限	本月中	本月中	同 上	末日限
	同 上	同 上	同 上	於テ徵收	同 上	同 上	同 上	於テ徵收	同 上	同 上	同 上	於テ徵收

附錄 租稅徵收期限月別表

昭和九年十一月二十日印刷
昭和九年十一月二十五日發行

不許
複製

發行所

東京市丸の内
東京稅務監督局内

印刷者

東京財務協會

振替東京三三〇二六

發行者

大藏省編纂

東京市麹町區大手町一ノ七
東京稅務監督局内

石川 薫

東京市牛込區西五軒町五二
行政學會印刷所

租稅法規提要

定價金八十錢

外ニ送料ハ實費トス

9.11.20









